おかげさまで40th

物流ニッポン

2008年（平成20年）
6|5（木）

発行/月曜日・木曜日　第3138号
購読料/半か年32,130円（月額5,355円、税込）
©物流ニッポン新聞社 2008（昭和44年4月1日第三種郵便物認可）

流通業務

施設整備方針を決定

東京都　西南部の機能適正化

【鹿野島智子】東京都は五月三十日、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」を決定した、と発表した。同地区における流通機能の適正化を目指し、八王子市、青梅市など関係市の整備する流通施設の立地、種類などの基本的事項を定めている。

東京都西南部は昨年六月の圏央道・八王子ジャンクション（JCT）の開通により、中央道と関越道が接続され物量が増加する見通し。ただ、近県と比較し、流通業務施設が少なく、他県や東京都区部に依存している状況にある。

そのため、都は二〇〇五年二月に「総合物流ビジョン」を策定。同ビジョンの東京都西南部物流拠点の整備促進の内容を踏まえ、関係市の流通業務地区および流通業務施設整備計画の策定を支援する基本事項を定めた。

基本事項には①流通業務地区の立地②流通業務地区の機能および規模③流通業務地区内における施設の種類――などを盛り込んでいる。

流通業務地区に関し、環状道路や東西道路が利用できる良好な立地。アクセス道路の整備状況を考慮し、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ（IC）の利用しやすい場所とする。同地区は「都と他府県間および西南部間の物資の集配、保管、加工基地に必要な機能と規模を有するもの」としている。

また、流通業務施設として、トラックターミナル、コンテナデポ、倉庫、荷さばき場、道路貨物運送業の事務所などを整備する。今後、同方針を受け、関係市は整備計画を策定する。